

松戸市除染実施計画策定における基本的な考え方

本市では、平成 24 年 1 月 1 日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「特別措置法」という。）が完全施行されたことを受け、同法に基づく法定計画として位置付けられるものとして、除染実施計画策定を進めてまいりました。

特別措置法に基づく法定計画として本計画を位置づけるためには、国（環境省）との協議が必要とされております。その協議の過程において、法定計画に位置付けるために、本市の考えについて、修正や削除などを行わざるを得ない箇所がありましたので、それらの点に関する本市としての基本的な考え方を明らかにするものです。

● 財政上の措置について

国は補助事業の対象を極めて限定的に策定した結果、本市が地域の実情に応じて必要な措置を実施していくためには、本計画に、市独自の目標等を設定せざるを得ませんでした。この市独自の目標を達成するための措置については、特別措置法に基づく措置とは認められておらず、国は汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施（同法第 43 条）するとありながら、どのように財政的な措置がされるか不明確な状況であります。よって、特別措置法に基づかない必要な措置にかかる費用についても、国が全額負担するよう、本市を含む汚染状況重点調査地域に指定された県内 9 市より、平成 24 年 2 月 17 日付で要望しているところです。

国が 9 市からの要望に応じない場合は、事故の原因者である東京電力株式会社へ請求してまいります。東京電力株式会社が支払に応じなかった場合は、最終的に市の財政負担とならないように財政上の措置等を国に強く要求してまいります。

（参考）費用の負担については、以下のとおり規定されております。

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施（特別措置法第 43 条）
- 特別措置法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施（特別措置法第 44 条）
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる特別措置法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施（特別措置法第 45 条）

● 除去土壌の処分について

除染に関する緊急実施基本方針（平成23年8月26日原子力災害対策本部決定）では、放射性物質によって汚染された廃棄物や土壌の処理について、「長期的な管理が必要な処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任をもって行うこと」とされております。一方で、特別措置法では、除去土壌の処分について、除染等の措置等の実施者が行うこととされております。

本市としては、本市が除染等の措置等を実施した際に発生する除去土壌の処分についても、除染に関する緊急実施基本方針に明記されている国の責任を果たすよう、国に対して断固として求めてまいります。

● 所有者が独自に行った費用について

民家や私立学校等をはじめとする民有地の除染に係る費用については、所有者（又は管理者）が実施した場合、国の財政措置の対象外とされています。そこで、以下の点について、本市を含む汚染状況重点調査地域に指定された県内9市より、平成24年2月17日付で要望しているところです。

- 民有地の所有者等が行う除染に対しては、国がその実施者に対して直接的に費用負担をする仕組みを検討する等、住民および自治体の手続きを簡素化し事務負担の軽減を図ること。
- 民有地の所有者等が行う除染に対して、自治体が補助金交付や関連資機材の貸与等を行う場合にも、この措置を補助の対象とし、国が全額負担すること。